

第67期定時株主総会招集に際しての 電子提供措置事項

●事業報告

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第67期（2023年4月1日～2024年3月31日）

亀田製菓株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定にもとづき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針は、次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の社会的責任は、食品企業としてお客様に安全・安心でおいしい商品を召しあがっていただくことにあります。この責任を果たすために行動規範を制定し、取締役、監査役および使用人の職務の執行における判断基準として周知・徹底を図ります。
- ② 当社は、品質保証委員会を設置し、定期的に品質保証の状況を評価・報告するとともに、当社およびグループ各社の商品の品質について横断的に改善・指導を行います。
- ③ 当社は、取締役、監査役および使用人の法令遵守を目的としてコンプライアンス規程を整備し、周知と運用の徹底を図ります。
- ④ 当社は、取締役会への付議事項については事前に監査役会の審議を経ることとし、付議事項の法令・定款への適合を図ります。
- ⑤ 内部監査担当は、業務監査を通じて各部門における職務の執行が法令および定款に適合していることを確認します。
- ⑥ 当社およびグループ各社の取締役、監査役および使用人の職務に関連する不法行為等について、外部の相談・連絡窓口を設置することにより、問題発生の未然の防止および発生後の適切な対応を図ります。
- ⑦ 当社およびグループ各社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも利益の供与や不当な要求の受け入れを行わないこととし、すべての取締役および使用人に周知・徹底を図ります。また、反社会的勢力との直接的・間接的な取引を防止するため、必要な体制を整備・運用します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社の職務の執行に係る情報は文書保存規程にもとづき保存し、監査役が求めた場合は隨時これらを閲覧・複写することができます。
- ② 情報の管理については、セキュリティ確保の観点から情報管理規程等の規程を定め、運用を徹底するとともに定期的に管理状況の監査を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社およびグループ各社は、危機管理規程および危機管理マニュアルを整備し、重大な影響を与えるリスクの発生に対処するための体制の構築を図ります。
- ② 当社は、グループ全体のリスク管理に当たるとともに管理状況を定期的に評価し、改善・指導を行います。また、新たに可能性が生じたリスクに対しては、速やかに責任者を定めて対応を策定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会による経営監督と執行役員による業務執行の分担を図り、職務権限規程にもとづき業務執行に当たります。また、業務執行に係る重要な意思決定は、経営会議による審議を経て取締役会に付議します。
- ② 当社は、予算管理規程にもとづき業績を管理し、取締役会に定期的に報告します。
- ③ これら職務の執行を効率的に行うためにＩＴ技術を活用し、経営環境の変化に対して機動的な対応を図ります。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告することとしています。また、グループ経営会議を設置し、当該内容について共有します。

6. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社が定める危機管理規程は、グループ会社に適用されており、これにもとづきグループ各社の特色に合わせた危機管理マニュアルを整備しています。
- ② 当社は、グループ会社全体のリスク管理に当たる担当部門を設置し、グループ各社のリスクの評価・改善・指導を行います。また、リスクの評価・改善・指導等が適切に行われるよう、グループ各社のリスク情報について、迅速に報告されるよう窓口を一元化しています。

7. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社に適用される職務権限規程を定め、グループ会社における重要な業務執行については、当社の取締役会および経営会議にて意思決定をすることとしています。それらを除いた業務執行については、グループ各社で定める職務権限規程にもとづきグループ会社が自主的に業務執行に当たります。
- ② 当社が定める予算管理規程は、連結予算管理を求めており、当社取締役会へ定期的に報告しています。
- ③ 当社は、グループ会社全体の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ全体でのＩＴ技術の活用を図ります。

8. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社が定める（もしくは設置する）行動規範、品質保証委員会、コンプライアンス規程、外部の相談・連絡窓口等は、グループ会社に適用されており、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が適切になされる体制としております。
- ② 当社の内部監査の対象にはグループ会社を含んでおり、グループ会社における職務の執行が法令および定款に適合していることを確認します。

9. その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の内部統制システムに関する体制は、グループ全体での整備と運用を図ります。また、グループ全体の業績を確保するため、各社の目標と役割分担を明確化して職務の執行に当たります。
- ② 当社はグループ経営会議を設置し、重要事項の審議、業績の進捗報告、ならびに情報の共有を行います。
- ③ 当社およびグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令にもとづき内部統制システムを構築し、運用状況の定期的・継続的な評価・改善によってシステムの適正性・有効性を確保することとします。
- ④ 当社の監査役会は、会計監査人と協力してグループ各社の業務および財務に関する監査を行い、各社の監査役とともに改善・指導に当たることでグループ全体の業務の適正化を図ります。
- ⑤ 当社の内部監査担当および各部門責任者は、グループ各社の職務の執行にまつわる改善・指導を行い、グループ全体での品質保証体制および法令遵守体制の構築を図ります。

10. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、使用者を配置しています。

11. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者の異動・人事評価等については、事前に監査役の合意を得るものとします。

12. 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役より受けたその監査役の職務に必要な範囲内において、取締役、他の使用者の指揮命令は受けません。

13. 取締役および使用者が監査役に報告するための体制

取締役および使用者は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うこととします。

14. 子会社の取締役、監査役および使用者等が監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役、監査役および使用者は、当社の取締役および使用者と同様に、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うこととします。

15. その他の監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて取締役および使用人、ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができることとします。

16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ全体を対象とした公益通報者保護規程、外部の相談・連絡窓口を設置しており、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対し不利な取扱いはいたしません。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士・公認会計士ならびに各分野の専門家等を活用できることとし、必要な費用等については、当社が負担します。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人、ならびにグループ各社の取締役、監査役および使用人は、監査役の要請事項に対して積極的に協力します。また、監査役は、当社の重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、重要会議や情報資産について、原則として自由に参加・閲覧できることとします。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報の交換や業務執行状況の確認をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. コンプライアンス体制

- ① 当社および国内子会社において「亀田製菓グループ行動規範」を制定し、役職員に「コンプライアンスガイドブック」を配付し、コンプライアンス意識の高い行動につなげるよう、周知・徹底を図っております。
- ② 国外子会社においては現地語に翻訳した「亀田製菓グループ行動規範」を配布するとともに、拠点ごとに独自の「従業員ハンドブック」を作成し、コンプライアンス意識の周知・徹底を図っております。
- ③ 「亀田製菓グループ行動規範」を役職員にとってより身近なものにするため『7つのキーワード』を設定し、職場での掲示や唱和により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ④ コンプライアンス委員会は当事業年度に10回開催し、「亀田製菓グループコンプライアンス規程」にもとづき、当社およびグループ各社のコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策を決定するとともに、万一重要な法令違反が発生し、或いは発生の恐れがある場合に、速やかに調査・是正・勧告等の措置を実施できる体制をとっております。また、コンプライアンスに関する啓発活動を定期で行い、コンプライアンス違反の未然防止に向けた取り組みを行っております。
- ⑤ 法令違反・不正行為等の未然防止・早期発見を目的として、内部公益通報に関する対応の仕組みを定め、通報・相談を受け付ける窓口を社内・社外に設置し、匿名であっても本窓口を利用できることとしております。なお、社外の窓口は外部の法律事務所に設置し、「コンプライアンスガイドブック」により従業員へ周知しております。また、一部海外グループ会社においても社外の通報窓口を設置しております。
通報・相談に関しては速やかに当社およびグループ各社のコンプライアンス委員会が調査を行い、その結果は当社の代表取締役社長COOおよび必要に応じて取締役会に報告され、調査結果にもとづく必要な是正措置等を決定しております。なお、「亀田製菓グループ内部通報に関する内部規程」により、通報者が不利益な取扱いを受けない旨を規定しております。

2. リスク管理体制

- ① リスク管理への対応については当社のリスク管理委員会が中心となって行っており、当事業年度は4回開催いたしました。「亀田製菓グループリスク管理規程」にもとづき、当社およびグループ各社の事業活動を継続するに当たって、経営に対し重大な影響を及ぼすと想定される重要リスクの管理に関する具体的な実践計画を毎年策定することで、リスク管理活動の実効性を確保するとともに、事前予防活動を推進し未然防止策の検討を行っております。また、当該取り組みの状況を取り締役会へ報告することで、リスク管理全般の統制管理を行っております。また、万一、係るリスクが現実のものとして顕在化した場合には、直ちに危機対策本部を設置し、「危機管理マニュアル」に定められた手順に沿って迅速に適切な対応と情報開示を行うこととしております。
- ② 品質リスク管理については、「亀田製菓グループ品質保証管理規程」にもとづき、品質保証委員会が中心となって品質保証体制の強化を推進しております。当事業年度は同委員会を4回開催し、品質保証上の基

本政策の審議や、品質安全確保の上での課題提起および改善対応の効果検証などを行っております。さらに、グループ各社における品質保証体制の強化を目的に、グループ品質保証担当者会議を開催しております。当事業年度は同会議を2回開催し、グループ各社の課題の把握とその対応策の進捗確認を行っております。また、亀田製菓グループとして食品安全管理体制構築のための取り組みとして、グループ内の各工場において「FSSC22000」をはじめとする第三者認証の取得推進・維持を進めており、海外子会社においてもそれぞれの国の特性に合わせ、認証等の取得推進・維持を進めております。

- ③情報セキュリティリスクについては、情報の適切な保存・管理に向けた「亀田製菓グループ情報管理規程」「個人情報保護管理規則」など各種規程を整備しております。また、ソーシャルメディア利用も含めた情報管理に関する啓発活動を定期で実施する等、不適切な情報管理および機密情報流出、予期せぬ騒動の未然防止に向けた取り組みを行っております。

3. 子会社の経営管理

- ①子会社の経営管理については、当社の子会社管理部門が、子会社の経営管理および指導、支援を行うとともに、「亀田製菓グループ会社管理規程」にもとづき、子会社の業務執行の重要度に応じて、当社の経営会議、取締役会の審議を経る体制を整備しております。
- ②当社の代表取締役会長CEO、代表取締役社長COO以下、社外役員を除く取締役および監査役などとグループ各社の社長とで構成する「グループ経営会議」において、グループ各社から業務執行状況の報告を受ける他、内部統制の強化等グループ共通の課題についての討議を行っており、当事業年度は2回開催いたしました。
- ③当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを常勤監査役と連携して実施しております。

4. 取締役の職務執行

- ①当社は、「取締役会規則」にもとづき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を12回開催した他、会社法第370条にもとづく書面によるみなしへ決議を1回実施し、経営戦略および予算の策定、設備投資その他の経営に関する重要事項を審議した他、当社およびグループ各社の月次経営成績の報告、経営目標の達成状況・経営課題および対応策の確認を行う等、活発な議論を行っております。
- ②取締役会は、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、独立性の高い社外取締役が過半数を占める構成となっており、「職務権限規程」にもとづいて効率的な意思決定を行っております。また、取締役（社外取締役を除く）および執行役員で構成する経営会議を原則、毎週1回開催し、業務執行の重要な案件を審議・決定しております。

5. 監査役の職務執行

- ① 監査役は、取締役会の他、常勤監査役においては経営会議、品質保証・リスク管理・コンプライアンス各委員会等の重要な会議体に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ② 監査役は、内部監査部門との方針・役割の確認などの綿密な協議・連携、および会計監査人等との定期的な討議・情報交換を行うこと等により、三様監査の実効性向上に努めております。
当事業年度においては、会計監査人と9回の討議・情報交換を実施しました。
また、監査役は、代表取締役との意見交換会も定期的に実施し、往査での気付き事項や経営課題全般について討議しており、当事業年度においては、3回実施しました。
- ③ 監査役会の直轄下に、監査役の職務を補助する専任のスタッフを1名配置し、取締役からの独立性を確保するとともに、監査役監査の機能強化を図っております。

6. 内部監査体制

- ① 内部監査部門は年間の監査計画にもとづき、当社各部門および国内外の子会社について内部監査を実施しております。
- ② 内部監査部門は、監査結果を代表取締役会長CEOおよび代表取締役社長COO、常勤監査役に定期的に報告しております。さらに、1年間の内部監査総括を取締役会および監査役会に報告しております。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会などとの共存・共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。一方で、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思にもとづき判断されるべきものと考えております。

しかしながら、実際に資本市場で発生する株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付けの対価の価額、買付けの手法等が対象会社の企業価値および株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの関係の悪化をもたらすおそれのあるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないと考えられるものもあると認識しております。

当社は、このような当社の企業価値およびブランド価値ひいては株主共同の利益に反するおそれのある大規模の買付行為や買付提案等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、グループ中期経営計画の策定およびコーポレートガバナンスの整備を実施しております。

① 中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当グループは、お米の恵みを美味しい・健康・感動という価値に磨き上げ、お客様の健やかなライフスタイルに貢献する、“Better For You”をパーカス（存在意義）として位置付け、お米の可能性を最大限に引き出し、世界で新価値・新市場を創造する姿、ビジョン（目指す姿）“ライスイノベーションカンパニー”的実現を通じて持続的な成長と企業価値向上を目指しています。

② コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、グローバル化等に伴うリスクの高まりに対し健全に牽制する経営体制の構築・社外取締役による高度なモニタリングモデルの実現を図るため、自主判断により、取締役会について取締役の過半数を独立性の高い社外取締役で構成するとともに、経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。さらに、監査役会設置会社として、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監査・監視機能の強化を図っております。また、社外の有識者によるアドバイザリ

一ボードを定期的に開催し、事業戦略やグループ経営全般に対して、代表取締役は評価・助言を受けております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。また本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性を担保するため、社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として対抗措置を講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守している場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、例外的に、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性を十分検討した上で、また、必要に応じて株主総会を開催し、株主の皆様の承認を得た上で、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることができます。

本プランは2022年6月14日開催の当社第65期定時株主総会において継続の承認を得ており、その有効期限は3年間(2025年6月開催予定の当社第68期定時株主総会終結の時まで)としております。ただし、本プランは有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、上記内容の詳細につきましては、当社のホームページからご覧いただくことができます。
(www.kamedaseika.co.jp)

4. 本プランの合理性について（本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日改訂）」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、2022年6月14日開催の当社第65期定時株主総会での株主の皆様のご承認により発効しており、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

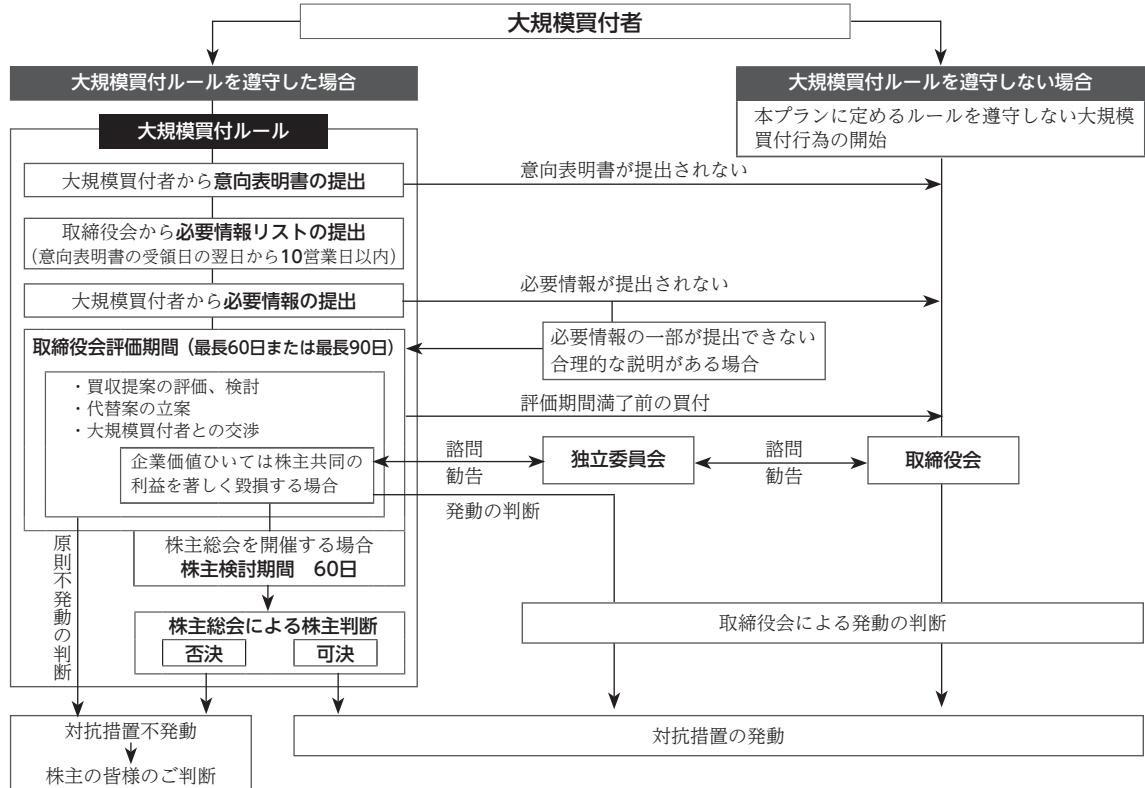
⑥ 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客觀性がより強く担保される仕組みとしております。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期については期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

〈ご参考〉 本プランの概要（大規模買付開始時のフロー）



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年 4月 1日 残高	1,946	170	59,163	△1,901	59,378
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,159		△1,159
親会社 株主に帰属する当期 純 利 益			2,257		2,257
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,097	△1	1,096
2024年 3月31日 残高	1,946	170	60,260	△1,903	60,474

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2023年 4月 1日 残高	665	1	4,443	366	5,477	3,141	67,996
連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△1,159
親会社 株主に帰属する当期 純 利 益							2,257
自 己 株 式 の 取 得							△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	357	△1	1,402	2,228	3,986	638	4,625
連結会計年度中の変動額合計	357	△1	1,402	2,228	3,986	638	5,722
2024年 3月31日 残高	1,023	—	5,846	2,594	9,463	3,780	73,718

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	17社
連結子会社の名称	アジカル株式会社 とよす株式会社 株式会社日新製菓 Mary's Gone Crackers, Inc. KAMEDA USA, INC. THAI KAMEDA CO., LTD. Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd. 青島亀田食品有限公司 LYLY KAMEDA CO., LTD. THIEN HA KAMEDA, JSC. 尾西食品株式会社 株式会社マイセン 株式会社マイセンファインフード 株式会社タイナイ 新潟輸送株式会社 亀田トランスポーツ株式会社 株式会社エヌ. エイ. エス
連結の範囲の変更	前連結会計年度において連結子会社でありましたSingha Kameda Trading (Thailand) Co., Ltd.は、2023年9月28日付で清算が結了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	3社
関連会社の名称	株式会社マスヤ TH FOODS, INC. KAMEDA LT FOODS (INDIA) PRIVATE LIMITED
	KAMEDA LT FOODS (INDIA) PRIVATE LIMITEDは、2023年7月25日付でDaawat KAMEDA (India) Private Limitedから社名変更しております。

持分法適用手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、株式会社マスヤの決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算により作成した計算書類を使用しております。なお、その他の持分法適用関連会社の決算日は、連結会計年度の末日に一致しております。

(3) **連結子会社の事業年度等に関する事項**

連結子会社のうち、Mary's Gone Crackers, Inc.、KAMEDA USA, INC.、Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd.、青島亀田食品有限公司及びLYLY KAMEDA CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類を作成するに当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日に一致しております。

(4) **会計方針に関する事項**

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

製品・原材料・仕掛品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ デリバティブ 時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 4～20年

その他（工具、器具及び備品） 3～15年

ロ 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア 社内利用可能期間（5年）

顧客関係資産 11～20年

商標資産 10～20年

技術資産 10～20年

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上することとしております。

ハ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上することとしております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当グループにおける各事業においては、主に米菓・長期保存食・アレルギー対応食品等の製造及び販売を行っております。国内販売では、製品又は商品の引き渡し時点において顧客にて検収され、法的所有権、物的占有権、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品等を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売における一部取引については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間の場合は、出荷時点で収益を認識しております。輸出販売においては、顧客との契約条件に基づき、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値を顧客に移転し、履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き、割戻し及び返品等を加味した価格を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割戻し及び返品等を含む変動対価については、過去実績及び見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

食品事業における一部の商品について、当グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 外貨預金、為替予約
ヘッジ対象 外貨建予定取引
- ハ ヘッジ方針 当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ニ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、14～20年間の定額法により償却を行っております。
- ⑧ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ 退職給付に係る資産及び負債の計上基準 退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「コミットメントフィー」及び「休止固定資産減価償却費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「営業外費用」の「その他」に含めていた「コミットメントフィー」は12百万円、「休止固定資産減価償却費」は0百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

Mary's Gone Crackers, Inc.が保有する固定資産の評価

(1) Mary's Gone Crackers, Inc.の概要

Mary's Gone Crackers, Inc.は2012年に子会社化した会社で、米国内を中心にオーガニック（有機栽培）、グルテンフリー、ホールグレイン（全粒粉・全粒穀物）をコンセプトにした商品を製造・販売しております。

同社は、前連結会計年度に発生したオーガニック原材料の高騰や確保難、工場従業員の確保難等によって生じた欠品に対する流通への補償や、一部資材の過剰在庫の費用処理などのオペレーションの正常化を図るプロセスにおける、一時的な構造改革費用が発生したことにより加えて、米国のグルテンフリークラッカー市場が安定成長期に移行したことによる売上回復の遅れなどが発生し、2023年度において営業損失を計上したことから、直近の状況を踏まえ今後の事業計画の見直しを行っております。

新たな事業計画において、同社単体では、商品戦略の見直し、営業及びマーケティング施策の強化、新規販路開拓に取り組むなど収益改善に取り組んでおります。同社への支援として、効率的な生産体制を構築するために、当社からも主要部門に対して人員を派遣するなど、グループを挙げた取り組みを進めており、今後の同社単体での黒字化へ向けた対応をしております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されている有形固定資産52,071百万円及び無形固定資産5,255百万円のうち、1,780百万円はMary's Gone Crackers, Inc.に関連するものであります。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、当該固定資産に関連する減損損失1,883百万円を計上しております。

(3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

Mary's Gone Crackers, Inc.は個社単体を一つの資産グループとしております。Mary's Gone Crackers, Inc.では米国会計基準に基づき、減損の兆候が識別され、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額と公正価値の差額が減損損失として認識されます。

Mary's Gone Crackers, Inc.は「(1) Mary's Gone Crackers, Inc.の概要」に記載の内容によって営業損失を計上したことにより、減損の兆候が認められました。このため、当連結会計年度において固定資産の回収可能性テストを実施しております。直近の状況を踏まえ見直した事業計画に基づいて実施した回収可能性テストの結果、固定資産の帳簿価額は想定期間内での回収可能性がないと判断したため、帳簿価額と公正価値の差額を減損損失として計上しております。

公正価値の見積りにあたっては、割引前将来キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローの見積期間、割引率等の要素において不確実性を伴います。この中で特に見積りの不確実性の高い、割引前将来キャッシュ・フローは、Mary's Gone Crackers, Inc.の事業計画を基礎としており、その事業計画は新規取引先の開拓及び既存取引先との取引量拡大などの売上高伸長に向けた施策の実施による増収効果、過去実績及び入手可能な外部情報を基に設定した今後の費用の発生見込みなどの主要な仮定を用いて作成しております。

営業及びマーケティング施策、新規販路開拓に向けた取り組みの進捗状況、経営環境の変化に伴う費用の発生などにより、主要な仮定に変更が生じた場合は、翌連結会計年度以降において追加で減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,608百万円
土地	71
投資その他の資産のその他	584
(長期性預金)	
合 計	2,264

② 担保に係る債務

短期借入金	31百万円
長期借入金	189
合 計	220

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

82,739百万円

(3) 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当グループは、運転資金の効率的な調達を行うため主として取引銀行5行とコミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	12,500百万円
借入実行残高	7,000
差引額	5,500

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 補助金収入

連結子会社である株式会社タイナイの工場増設に伴う米粉利用拡大支援対策事業補助金であります。

(2) 固定資産処分損

固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

固定資産売却損

機械装置及び運搬具	0百万円
有形固定資産のその他	0
固定資産除却損	
建物及び構築物	49
機械装置及び運搬具	179
有形固定資産のその他	5
無形固定資産のその他	2
投資その他の資産のその他	1
合 計	237

(3) 減損損失

当グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 リース資産 建設仮勘定 有形固定資産のその他	米国
遊休資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 有形固定資産のその他	新潟県他

事業用資産については、菓子の製造販売事業を基礎としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の物件単位にグルーピングしております。また、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。

米国の事業用資産については、連結子会社であるMary's Gone Crackers, Inc.において経営環境の変化並びに収益性改善に向けた取り組みの遅れにより営業損失を計上したことから、米国会計基準に基づく減損テストを実施した結果、公正価値が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を公正価値まで減額し、当該減少額を減損損失1,883百万円として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物116百万円、機械装置及び運搬具1,162百万円、有形固定資産のリース資産492百万円、建設仮勘定104百万円、有形固定資産のその他6百万円であります。

なお、公正価値は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しており、使用した割引率は3.88%であります。

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失485百万円として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物31百万円、機械装置及び運搬具450百万円、有形固定資産のその他2百万円であります。

なお、回収可能価額は、取引事例等を勘案した正味売却価額により算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	22,318千株	-千株	-千株	22,318千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月14日 定時株主総会	普通株式	843百万円	40円	2023年3月31日	2023年6月15日
2023年11月1日 取締役会	普通株式	316百万円	15円	2023年9月30日	2023年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月18日 定時株主総会	普通株式	864百万円	利益剰余金	41円	2024年3月31日	2024年6月19日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、主に米菓の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。外貨預金及びデリバティブは、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当グループのリスク管理規程に従い、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（為替先物取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理に当たっては、各社で定めた社内規程に基づき取引を行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために国内の銀行とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がない株式等（連結貸借対照表計上額14,844百万円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、並びに「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（※）	時 価 (※)	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	2,492百万円	2,492百万円	－百万円
長期借入金	(13,470)	(13,392)	△77
デリバティブ取引	9	9	－

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) **金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項**

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,492百万円	－百万円	－	2,492百万円
デリバティブ取引	－	9	－	9
資産計	2,492	9	－	2,502

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	13,392百万円	－	13,392百万円

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表計上額の長期借入金には1年以内に期限の到来する長期借入金が含まれております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

退職一時金制度（非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

①	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）	
	退職給付債務の期首残高	13,326百万円
	勤務費用	409
	利息費用	13
	数理計算上の差異の発生額	△10
	退職給付の支払額	△702
	退職給付債務の期末残高	13,036
②	年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）	
	年金資産の期首残高	19,182百万円
	期待運用収益	616
	数理計算上の差異の発生額	3,270
	事業主からの拠出額	488
	退職給付の支払額	△467
	年金資産の期末残高	23,090
③	簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表	
	退職給付に係る負債の期首残高	539百万円
	退職給付費用	81
	退職給付の支払額	△33
	制度への拠出額	△5
	退職給付に係る負債の期末残高	582

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,036百万円
年金資産	△23,090
	△10,053
非積立型制度の退職給付債務	582
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△9,471
退職給付に係る負債	582
退職給付に係る資産	△10,053
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△9,471

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	409百万円
利息費用	13
期待運用収益	△616
数理計算上の差異の費用処理額	△56
過去勤務費用の費用処理額	△17
簡便法で計算した退職給付費用	81
確定給付制度に係る退職給付費用	△185

⑥ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	△17百万円
数理計算上の差異	3,224
合 計	3,207

⑦ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	189百万円
未認識数理計算上の差異	3,540
合 計	3,729

⑧ 年金資産に関する事項

イ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	35.74%
株式	43.66
その他	20.60
合 計	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が21.66%含まれております。

ロ 長期待待運用収益率の設定方法

年金資産の長期待待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑨ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.1%

長期期待運用収益率 4.0%

予想昇給率 2.4%

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	国内 米菓	海外	食品	計		
売上高						
顧客との契約から 生じる収益	66,307	15,096	7,278	88,682	6,852	95,534
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	66,307	15,096	7,278	88,682	6,852	95,534

(2) **顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報**

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「①. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ④会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) **当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報**

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,637百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	15,088百万円
契約資産（期首残高）	17百万円
契約資産（期末残高）	25百万円

連結貸借対照表上、契約資産は、受取手形、売掛金及び契約資産に計上しております。

契約資産は主として、国内米菓製品の一部OEM（他社ブランドの製品製造）取引において、連結会計年度の末日時点での履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、顧客との契約から生じた債権を除いたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) **1株当たり純資産額**

3,317円24銭

※1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	73,718百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	3,780百万円
(うち非支配株主持分)	(3,780百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	69,938百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	21,083千株

(2) **1株当たり当期純利益**

107円06銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	2,257百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,257百万円
普通株式の期中平均株式数	21,083千株

11. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金
2023年4月1日 残高	1,946	486	486	20,400	21,757	42,157
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,159	△1,159
当期純損失					△532	△532
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△1,692	△1,692
2024年3月31日 残高	1,946	486	486	20,400	20,064	40,464

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日 残高	△1,901	42,688	671	1	673	43,361
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,159				△1,159
当期純損失		△532				△532
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			354	△1	352	352
事業年度中の変動額合計	△1	△1,693	354	△1	352	△1,340
2024年3月31日 残高	△1,903	40,994	1,026	—	1,026	42,021

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
ロ その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ 製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ロ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

- (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～50年
構築物 10～60年
機械及び装置 4～15年
車両運搬具 4～5年
工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産 定額法（ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法）

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上することとしております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上することとしております。

④ 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に米菓等の製造及び販売を行っております。国内販売では、製品又は商品の引き渡し時点において顧客にて検収され、法的所有権、物的占有権、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品等を引き渡した時点で収益を認識しております。輸出販売においては、顧客との契約条件に基づき、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値を顧客に移転し、履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き、割戻し等を加味した価格を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割戻し等を含む変動対価については、過去実績及び見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) **外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) **重要なヘッジ会計の方法**

- | | |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段　外貨預金、為替予約
ヘッジ対象　外貨建予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 |

(7) **その他計算書類作成のための基本となる事項**

- | | |
|-------------|---|
| 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
|-------------|---|

2. 会計上の見積りに関する注記

Mary's Gone Crackers, Inc.に対する関係会社貸付金の回収可能性の評価

(1) Mary's Gone Crackers, Inc.の概要

Mary's Gone Crackers, Inc.は連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記 Mary's Gone Crackers, Inc.が保有する固定資産の評価」に記載のとおり、当事業年度において、営業損失及び固定資産の減損損失を計上しており、前事業年度から債務超過の状態が継続しております。

(2) 計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている関係会社長期貸付金14,870百万円及び投資その他の資産の貸倒引当金6,038百万円のうち、関係会社長期貸付金8,584百万円及び投資その他の資産の貸倒引当金5,674百万円はMary's Gone Crackers, Inc.に関連するものであります。また、当事業年度の損益計算書において、貸倒引当金線入額3,653百万円として特別損失に計上しております。

(3) 会計上の見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

回収可能性の評価にあたっては、関係会社の経営環境や財政状態、今後の事業計画、それを基礎とした回収資金の発生見込み及び回収までの想定期間等の要素において見積りの不確実性を伴います。この中で特に見積りの不確実性の高い、今後の事業計画については連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記 Mary's Gone Crackers, Inc.が保有する固定資産の評価」に記載の主要な仮定を用いて作成しております。

営業及びマーケティング施策、新規販路開拓に向けた取り組みの進捗状況、経営環境の変化に伴う費用の発生などにより、主要な仮定に変更が生じた場合は、翌事業年度以降において追加の貸倒引当金線入額が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

64,290百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（独立掲記したものを除く）

① 短期金銭債権	657百万円
② 短期金銭債務	5,017

(3) 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当グループは、運転資金の効率的な調達を行うため主として取引銀行5行とコミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	12,500百万円
当社による借入実行残高	7,000
差引額	5,500

4. 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産処分損

固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

固定資産売却損	
工具、器具及び備品	3百万円
固定資産除却損	
建物	38
構築物	1
機械及び装置	153
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	3
商標権	0
ソフトウエア	0
投資その他の資産のその他	0
合 計	203

(2) **減損損失**

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産	建物 機械及び装置 工具、器具及び備品	新潟県他

事業用資産については、菓子の製造販売事業を基礎としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の物件単位にグルーピングしております。

その結果、遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失485百万円として特別損失に計上しております。その内訳は建物31百万円、機械及び装置450百万円、工具、器具及び備品2百万円であります。

なお、回収可能価額は、取引事例等を勘案した正味売却価額により算定しております。

(3) **貸倒引当金繰入額**

連結子会社であるMary's Gone Crackers, Inc.への貸付金に対する貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

(4) **関係会社との取引高**

① 売上高	1,715百万円
② 仕入高	9,318
③ 営業取引以外の取引高	1,768

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,234千株	0千株	-一千株	1,235千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 縁延税金資産及び縁延税金負債の発生の主な原因別の内訳

縁延税金資産	
賞与引当金	301百万円
未払事業税	54
会員権	24
投資有価証券	15
未払費用	59
税務上の縁越欠損金 (注)	100
減損損失	619
関係会社株式	1,273
退職給付信託	329
貸倒引当金	1,822
その他	161
縁延税金資産小計	4,762
評価性引当額	△2,851
縁延税金資産合計	1,911
縁延税金負債	
固定資産圧縮額	△18
前払年金費用	△1,815
その他有価証券評価差額金	△446
その他	△14
縁延税金負債合計	△2,294
縁延税金負債の純額	△383
(注) 税務上の縁越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。	
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.4%
(調整)	
住民税均等割	3.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	23.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△41.7
試験研究費等の法人税額特別控除	△3.6
評価性引当額	164.4
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	176.2

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 住所	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内 容 又は職業	議決権等 の所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
					役員の 兼任等	事 業 上 の 関 係				
子会社	アジカル(株) 新潟市江南区	100	菓子の製造 販売	(所有) 直接 100.0	役員 2名 従業員 4名	米菓半製品 の販売、米 菓製品の購入	資金の借入 (注) 1	2,900	短期借入金	2,900
	とよす(株) 大阪府池田市	73	菓子の製造 販売	(所有) 直接 89.4	役員 2名 従業員 2名	米菓半製品 の販売、米 菓製品の購入	資金の貸付 (注) 1	350	関係会社 長期貸付金	350
	(株)新製菓 栃木県宇都宮市	100	菓子の製造 販売	(所有) 直接 99.0	役員 1名 従業員 4名	米菓製品及 び半製品の 購入	資金の貸付 (注) 1	40	関係会社 長期貸付金	40
	Mary's Gone Crackers, Inc. 米国	40 千米ドル	菓子の製造 販売	(所有) 直接 100.0	従業員 3名	製造技術等 支援	資金の貸付 (注) 1、 2	10,787	関係会社 長期貸付金	8,584
	THAI KAMEDA CO., LTD. タイ国	349,540 千THB	菓子の製造 販売	(所有) 直接 100.0	—	—	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金	148
	Singha Kameda (Thailand) Co.,Ltd. タイ国	228,760 千THB	菓子の製造 販売	(所有) 直接 50.0	従業員 3名	米菓製品及 び半製品の 購入	資金の貸付 (注) 1	1,064	関係会社 長期貸付金	511
	LYLY KAMEDA CO.,LTD. カンボジア王 国	16,153 千米ドル	菓子の製造 販売	(所有) 直接 51.0	従業員 4名	製造技術等 支援	資金の貸付 (注) 1	1,160	関係会社 長期貸付金	1,226
	尾西食品(株) 東京都港区	30	長期保存食 の製造販売	(所有) 直接 100.0	役員 2名 従業員 3名	長期保存食 の購入	資金の借入 (注) 1	600	短期借入金	600
	(株)マイセン 福井県鯖江市	10	農産物の生 産、加工販 売	(所有) 直接 90.0	役員 2名 従業員 3名	製造技術等 支援	資金の貸付 (注) 1、 3	344	関係会社 長期貸付金	344
	(株)マイセンフ ァインフード 福井県鯖江市	50	食料品の製 造、販売及 び輸出入	(所有) 間接 90.0	役員 2名 従業員 3名	米粉パン等 の購入、製 造技術等支 援	資金の貸付 (注) 1、 3	1,225	関係会社 長期貸付金	1,225

種類	会社等の名称 住所	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内 容 又 は職業	議決権等 の所 有 (被 所 有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科 目	期 末 高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)タイナイ 新潟県胎内市	10	米粉パン、 米パン粉の 製造、販売	(所有) 直接 100.0	役員 3名 従業員 3名	製造技術等 支援	資金の貸付 (注) 1	2,490	関係会社 長期貸付金	2,440
	新潟輸送(株) 新潟市江南区	100	貨物運送 倉庫業	(所有) 直接 100.0	役員 1名 従業員 6名	製品の運送 及び保管、 倉庫賃借及 び荷役	資金の貸付 (注) 1	100	流動資産の その他	100
	亀田トランス ポート(株) 新潟市江南区	90	貨物運送	(所有) 間接 100.0	従業員 2名	-	資金の借入 (注) 1	100	短期借入金	100
	(株)エヌ.エ イ.エス 新潟県阿賀野 市	190	自動車の販 売、修理	(所有) 間接 55.7	従業員 4名	自動車等修 理	資金の借入 (注) 1	150	短期借入金	150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入又は貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
 なお、上記取引金額については、期中の借入額又は貸付額を記載しております。
2. Mary's Gone Crackers, Inc.につきましては、貸倒引当金5,674百万円を計上しております。
 また、当事業年度において貸倒引当金繰入額3,653百万円を特別損失に計上しております。
3. 株式会社マイセン及び株式会社マイセンファインフードにつきましては、貸倒引当金321百万円を計上しております。
 また、当事業年度において貸倒引当金繰入額213百万円を営業外費用に計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,993円09銭
---------------	-----------

※ 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	42,021百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	－百万円
普通株式に係る期末の純資産額	42,021百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	21,083千株

(2) 1株当たり当期純損失	25円27銭
----------------	--------

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	532百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純損失	532百万円
普通株式の期中平均株式数	21,083千株

10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。